

全国調味料・野菜飲料検査協会
検査手数料表

1. トマト加工品

類別	区分	手数料 (円 /Kg)
第1類	トマトジュース トマトミックスジュース	0.22
第2類	トマトケチャップ トマトソース チリソース	0.18
第3類	トマトピューレー トマトペースト 固形トマト	0.15
第4類	原料トマトジュース 原料トマトピューレー 原料トマトペースト	0.03

- (注)1. 第1類のうち、容量表示の製品については比重1.03を乗じ、重量に換算する。
2. 申請1件あたり、合計重量1Kg未満の数値はKg単位小数第1位を四捨五入とする。
3. 申請1件当たりの合計手数料の円未満は切り捨てとする。

2. ウスターソース類

区分	手数料 (円 / 箱)
ウスターソース	3.40
中濃ソース	
濃厚ソース	

- (注)1. 申請1件につき、総箱数147箱以下の場合は、手数料を500円とする。
2. 18L又は20L入り容器にあつては1個を、9L又は10L容器にあつては、2個をもって1箱とする。
20L以上の容器にあつては、20Lを1箱とみなし20L未満の端数は切り上げるものとする。
3. 申請1件当たり合計手数料の円未満の金額は切り捨てとする。

3. 醸造酢

区分	手数料 (円 /L)
醸造酢	0.16

- (注)1. 申請1件につき、総内容量6,250L以下の場合は、手数料を1,000円とする。
2. 申請1件あたり合計内容量1L未満の数値はL単位小数第1位を四捨五入とする。
3. 申請1件当たり合計手数料の円未満は切り捨てとする。

4. にんじんジュース及びにんじんミックスジュース

区分	手数料 (円 / kg)
にんじんジュース にんじんミックスジュース	0.22

- (注)1. 容量表示の製品については比重1.02を乗じ、重量に換算する。
2. 申請1件あたり、合計重量1Kg未満の数値はKg単位小数第1位を四捨五入とする。
3. 申請1件当たりの合計手数料の円未満は切り捨てとする。